

まちづくりのしくみ

《理想》
（まちを構成するあらゆる立場、人）の努力（意識）と工夫（システム）によって、各々の満足度が公平になることを目指し、それぞれの立場が互いに尊重しあい、誠実な対応で対等に向き合い、（アウフヘーベンの姿勢をもって）対立を乗り越える手立てをいとわず、相互の信頼関係に基づく（希望と誇りをもって豊かに暮らせる）まちにしてい

(1) 情報発信と共有

《方向性》
まちづくりのヴィジョンを、各々の立場がともに（共通）理解し、情報量を同等にするよう、伝え、受け止める努力と、**伝える工夫**をする

意見を言う＝情報 と捉える

- 発信
 - ・各々の立場は、知る（見る、聞く）・考え、話す（意見を言う）・問うようにする
 - ・その際、情報を**必要とする人に届けられる**よう、**多様な媒体、ルートによる発信**をする
 - ・また、各々の立場に向けて発信された情報を、真摯に受け止め（門前払しない）・反応し、**結果報告（フィードバック）**する

- 共有
 - ・さまざまな立場が気軽に集い、交流できるよう、場（ハード）を活用し、**機会（ソフト）**を設ける
 - ・その際は、**内容を記録し公開する**ようにする

●各々の役割・責務 得意なこと、ならでのこと （それぞれの項目に盛り込む）

- 市民
- ・まちづくりについて知る権利があることを正しく理解し、知ろうとする姿勢を持つ
 - ・意見を表明する、意見を持つために学ぶ
 - ・意見や提案などを表明する**機会**をつくる

- 行政
- ・市民の声、状況を知ろうとする姿勢を持つ
 - ・市民の声を受け止める**明確なルート（体制）**をつくる

← 情報公開条例

議会 ← 議会基本条例

（市民同士、行政内、議会内）

※保護すること ← 個人情報保護条例

【第1案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

- （**情報公開・保護**）
- 第●条 議会及び市長等は、島田市情報公開条例に基づき、まちづくりに関する情報を適正に管理し、市民に公開しなければならない。
- 2 議会及び市長等は、政策決定の過程の透明性の向上を図るため、島田市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱に基づき、**会議の公開及び会議録の公表**をしなければならない。
- 3 市長等は、**様々な発信手段を活用**し、市民が**必要とする情報**を適切かつ迅速に提供しなければならない。
- 4 議会及び市長等は、島田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人に関する情報を適切に取り扱わなければならない。

(2) 参加

《方向性》
信頼関係づくりにむけた相互理解を促し、まちづくりに参画する総量を増やすきっかけとして、関わり合いの機会を設ける

- ・まちづくりへの参加の機会を保障する
市民-行政・市民-議会（行政-議会、行政内、議会内）
- ・参加における配慮（さまざまな人、弱者、誰もが参加できるように、気軽な雰囲気、場づくり）をする

●各々の役割・責務 得意なこと、ならでのこと（それぞれの項目に盛り込む）

市民

- ・行政や議会が開催する説明会等に参加する
- ・計画づくり、会議等で意見を述べる
- ・市民同士の参加の場を増やす～地域コミュニティ、ボランティア
- ・（関わる責任、利他の心）公益性を考え、行動する

行政

- ・多様なルートや手法をもって市民の声を引き出す機会を保障する
- ・さまざまな情報から公益性を引き出すスキルを向上させる

議会

←議会基本条例

(3) 協働

《方向性》
公平な満足度をもたらすための方法として、互いの立場を尊重しつつ、協力して公共的な課題解決に取り組む（新しいスタイル）を創造する

- ・公共的な課題発見のきっかけづくりを行う
- ・主導のあり方、手順、評価方法を明確にする（実効性の保障＝目的の共有、対等な関係、歩み寄り、身の丈理論（互いの立場を理解、尊重） 例：横浜コード）

●各々の役割・責務 得意なこと、ならでのこと（それぞれの項目に盛り込む）

市民

- ・丸投げしない
- ・地域コミュニティ機能を強化する
- ・市民同士の交流、連携をすすめる

行政

- ・丸投げしない

議会

（←議会基本条例）

【第1案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（参加・協働）

第●条 市民、議会及び市長等は、互いを尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。

2 市長等は、まちづくりを進めるに当たっては、地域コミュニティ、〇〇、△△の果たす役割が重要であることから、積極的にこれらのものと協働し、まちづくりを進めるものとする。

3 市長等は、市民がまちづくりに参加しやすいよう、多様な機会を設け、幅広い市民の声を反映することができるよう配慮するものとする。

人材育成

育成によって求める力

- ・各々の立場と役割を自覚する姿勢
- ・ビジョンを明確にする力
- ・意見や活動をコーディネートするスキル

育成方法

- ・互いに教えあう

アウフヘーベンの方策

- ・少数意見の尊重
- ・歩み寄る努力

【第1案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（人材育成）

第●条 市長は、協働のまちづくりを進めるための専門的な知識及び能力を有する職員の育成をしなければならない。

2 市長等は、市民が協働のまちづくりに関する知識及び能力を習得するため機会を提供しなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する知識を互いに教えあうものとする。

危機管理

【第1案（第14回市民会議提案 Ver）】※Cグループからの提案

（危機管理）

第●条 市民は、災害時の発生において自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処する。

2 市長等は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図る。

市民会議から…他の条文に比べて具体的すぎる気もするので、作業部会で調整してほしい。